

新型コロナウイルス感染に関わる対応について (R2.5.11 現在)

保健室 西田

1. 厚生労働省より変更事項について (5.8 付)

「発熱や咳などの軽い風邪症状が続く場合には、すぐに相談するように」と変更し、都道府県などに通知しました。従来の「37.5 度以上」という体温の目安は削除し、具体的な数値は示さないとしています。厚生労働省の担当者は「我慢をせずに相談してほしい」とした上で、

“比較的軽い風邪症状が 4 日以上続けば必ず相談するように”と勧めています。

また、息苦しさ、強いだるさ、発熱（本人の平熱を踏まえて判断）・高熱のいずれかがある場合や高齢者や持病を伴う重症化の恐れがある人、妊娠中の人で風邪の症状がある場合などは、すぐに相談するように。PCR 検査の必要性は、これまで通り医師が判断するとした。

2. 学生の皆様へのお願い

健康チェック表への記録をありがとうございます。すっかり習慣化できていることと思います。

登校再開後は、欠席するかどうかの判断材料になりますので、中止の指示があるまでは、健康チェック表への記録を継続して下さい。登校初日に回収させていただいた以降は、基本的には回収しませんが、場合によっては回収させて頂くこともありますのでご了承下さい。また、各学科の指示がある場合にはそれに従って下さい。

記録用紙が終わりましたら、各自で松本短期大学のホームページからダウンロードしてご利用下さい。ダウンロードができない場合には、同じ形式でノート等へ記録して頂いても結構です。

チェックをした項目が、以下の 3. に当てはまる場合には、欠席をして下さい。

3. 本校における欠席の判断基準などについて (公欠扱い)

1) 以下の (1) ~ (5) までの症状が 1 つでもある場合には、登校せず自宅療養に努めて下さい。

安心した学校生活が送れますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

焦らず、ゆっくりとお休みください。

(1) 37℃以上の発熱：平熱が高い（低い）場合には、いつもと比べて高く熱っぽい場合

(2) 軽い風邪症状（頭痛、倦怠感、咳、咽頭痛、鼻水など）がある

(3) 呼吸症状（息苦しさ、息切れ）がある

(4) 腹部症状（下痢・嘔吐・腹痛など）がある

(5) 味覚異常、嗅覚異常がある

(6) 家族等が新型コロナウイルスに感染した場合

感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から 14 日間は、出席停止とします。

(7) 家族や本人が濃厚接触者となった場合

保健所の指示通りに出席停止とします。

2) 欠席する場合には必ず連絡をして下さい

◆ 新型コロナウイルス関係の連絡先 ◆

平日 : 8:30~17:00 ☎0263-58-4438(直通) 渡邊学生部長 (不在時は学生部)

休日 : チューター、ゼミ担任

3) 保健福祉事務所（保健所）を相談する判断基準について（冒頭参照）

- ①発熱や咳などの軽い風邪症状が続く場合には、すぐに相談して下さい。
- ②糖尿病、心不全、呼吸器疾患など基礎疾患等がある方、高齢者、免疫抑制剤や抗癌剤等を用いている方は、重症化しやすいため、すぐに！
- ③強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は直ちに相談を！

いきなり医療機関を受診することは避けて下さい。

外出せず、他の方との接触を避け、まずは最寄りの保健所（下記に記載）やかかりつけ医に電話で相談して下さい。保健所に相談の際は、担当者様のお名前を確認して記録に残して下さい。

県保健福祉事務所（保健所） 24 時間対応

長野市保健所 24 時間対応

松本：0263-40-1939

上田：0268-25-7135 諏訪：0266-57-2930 伊那：0265-76-6837

飯田：0265-53-0435 木曾：0264-25-2233 佐久：0267-63-3146

大町：0261-23-6560 長野：026-225-9039 北信：0269-62-6104

平日：8:30～17:15 026-226-9964

夜間17:15～8:30 土日・祝日

026-226-4911

4) 保健所や病院を利用した場合は学校までご連絡下さい（以下について教えて下さい）

- ① 学科、学年、学籍番号、氏名、チューター、現在の連絡先
- ② 症状の経過について：いつからどのような症状があるのか？
発熱、風邪症状の有無、下痢・腹痛、味覚・嗅覚異常の有無 などについて
- ③ 保健所に相談した場合の指示内容
- ④ 病院受診した場合は、病院名、検査内容、診断結果、指示内容
- ⑤ 経過観察期間中に、指示内容等に変更がありましたら、その都度学校までご連絡ください。

5) 登校可能な時期の目安について

保健所や病院等の指示をもとに、その時点の体調等を考慮し、個別に対応させていただきます。
登校可能な時期は、これらを踏まえて学内で検討した上で改めてご連絡致します。

2. 本人が感染した場合の対応について

1) 検査結果を学生部まで報告してください

(1) 陽性の場合

- ① 学科、学年、学籍番号、氏名、チューター、ゼミ担任、現在の連絡先
- ② 検査日（受診医療機関名）、判定日
- ③ 保健所、病院などからの指示内容について：変更があったらその都度学校へ連絡をする
（受診日、病院名、入院の有無、入院期間、具体的な指示など）
- ④ 自宅療養の有無（期間、療養場所）
- ⑤ 発症からの症状の経過
- ⑥ 発症の2日前からの行動確認（濃厚接触者、学内登校の有無、バイト、交通機関の利用等）

(2) その後の陰性の報告

- ① 学科、学年、氏名
 - ② 病院等からの指示内容について（自宅待機の必要性の有無、注意事項など）
 - ③ 現在の症状について（風邪症状、発熱、倦怠感、呼吸困難など）
- ※ 陰性の判定結果であっても、体調不良が続いている場合には、自宅待機を継続して下さい。

(3) 登校する場合の事前報告

検査、入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合には、前日までに学校（学生部）まで電話連絡をして下さい。登校可能かどうかの判断は、保健所や病院等の指示をもとに、その時点の体調等を考慮し、学内で検討した上で改めてご連絡致します。